

学 則

① 法人・団体の名称	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
② 研修事業の名称	大阪府相談支援従事者研修（初任者研修及び現任研修）
③ 開講目的	<p>【初任者研修】 ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。</p> <p>【現任研修】 困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど日常の相談支援業務の検証等を行うことにより、ケアマネジメントの基本姿勢の確認及び相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。</p>
④ 実施方法・場所	講義及び演習、Web 配信または大阪府内で確保した会場
⑤ 研修期間	<p>【初任者研修】 (1) 2日課程 講義(2日間) 合計2日間 (2) 7日課程 講義(2日間) 演習(4日間+振り返り) 合計7日間</p> <p>【現任研修】 講義(1日間) 演習(3日間) 合計4日間</p>
⑥ 研修カリキュラム	大阪府相談支援従事者研修（初任者研修及び現任研修）プログラムによる
⑦ 講師名及び担当科目	大阪府相談支援従事者研修講師一覧表による
⑧ 開講時期	<p>【初任者研修】 (1) 2日課程 令和2年11月17日・18日 【予定】 (2) 7日課程 令和2年11月17日～令和3年3月3日 【予定】</p> <p>【現任研修】 令和2年8月中旬～11月11日 【予定】</p>
⑨ 受講資格	<p>【初任者研修】 2日課程 ①指定障害福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設において、サービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方 ②指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所支援施設において、児童発達支援管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方</p> <p>7日課程 ①相談支援事業所において相談支援専門員として従事しようとする方 ②重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者として従事しようとする方</p> <p>【現任研修】 以下の(1)と(2)の要件を満たす方 (1)指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。 具体的には、初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。 なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。 (注) 旧カリキュラム受講者とは令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した方です。</p> <p>(2)相談支援従事者初任者研修あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で 相談支援従事者初任者研修の1日課程（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目）（以下「初任者研修等」という）を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする方。 ※相談支援従事者初任者研修等を修了した年度から5年度を過ぎて相談支援従事者現任研修を修了しなかった方は受講できません。</p>

⑩ 受講手続	応募必要書類に必要事項を記入の上、郵送にて期日までに提出してください。
⑪ 受講料・補講料・支払い方法	<p>【初任者研修】 2日課程 1万5000円(税込) 7日課程 5万8000円(税込)</p> <p>【現任研修】 3万5000円(税込)</p> <p>【講義補講料】 1科目につき 1500円(税込) 「演習の振り返り」は講義2科目とします。</p> <p>【演習補講料】 初任研4日間につき 3万6000円(税込) 現任研3日間につき 2万7000円(税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日までに指定した口座に入金となるよう送金してお支払いください。 ・領収証の発行はいたしません。 ・納付された受講料については返金いたしません。
⑫ 研修修了の認定	<p>全科目を受講し修了した方にのみ修了証書を交付します。</p> <p>遅刻・早退・受講態度不良等により、講義または演習を十分に修得されていないと認められる場合は、当該科目は欠席したものとみなします。</p> <p>虚偽の内容による申込みがあった場合は、修了の取消し等の措置をとります。</p>
⑬ 個人情報の取扱い	<p>申込及び研修にかかる個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。</p> <p>なお、修了者は当協会の修了者名簿に登載し、大阪府に提出します。</p>
⑭ 補講に代わる修了状況証明書	<p>やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、全研修科目の2分の1相当を上回る科目を受講した者は、補講対象者となります。</p> <p>補講対象者に対しては所定の手続きをすることにより修了状況証明書を交付します。</p> <p>修了状況証明書による補講は交付日から翌年度末までの間に各指定研修事業者が実施する大阪府相談支援従事者研修を優先的に受講することができます。</p> <p>但し研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認められず、改めて新カリキュラムによる全ての講義・演習を受講しなければなりません。</p>
⑮ 研修に関する連絡先	<p>〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター TEL 06-6622-1205 FAX 06-6622-1223</p>
⑯ その他	<p>本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府から指定を受け、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。</p>